

議案第 15 号

野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

野田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市介護保険条例の一部を改正する条例

野田市介護保険条例（平成12年野田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「31,100円」を「30,000円」に改め、同項第2号中「37,400円」を「36,200円」に改め、同項第3号中「43,600円」を「43,200円」に改め、同項第4号中「54,800円」を「59,300円」に改め、同項第5号中「62,300円」を「65,900円」に改め、同項第6号ア及びイ以外の部分中「68,500円」を「79,100円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第7号ア及びイ以外の部分中「74,700円」を「85,600円」に改め、同号ア中「160万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第8号ア及びイ以外の部分中「81,000円」を「98,800円」に改め、同号ア中「200万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第9号ア及びイ以外の部分中「93,400円」を「112,000円」に改め、同号ア中「300万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第10号ア及びイ以外の部分中「105,900円」を「125,200円」に改め、同号ア中「400万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第11号ア及びイ以外の部分中「112,100円」を「138,300円」に改め、同号ア中「500万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第12号ア及びイ以外の部分中「118,300円」を「151,500円」に改め、同号ア中「600万円」を「720万

円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第13号ア及びイ以外の部分中「124,600円」を「158,100円」に改め、同号ア中「700万円」を「800万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第14号ア及びイ以外の部分中「130,800円」を「164,700円」に改め、同号ア中「800万円」を「900万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第15号ア及びイ以外の部分中「137,000円」を「171,300円」に改め、同号ア中「900万円」を「1,000万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第16号ア及びイ以外の部分中「143,200円」を「177,900円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「1,250万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第17号ア及びイ以外の部分中「149,500円」を「184,500円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第19号イ」を加え、同項第18号中「155,700円」を「204,200円」に改め、同号を同項第20号とし、第17号の次に次の2号を加える。

(18) 次のいずれかに該当する者 191,100円

- ア 合計所得金額が1,750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(19) 次のいずれかに該当する者 197,600円

- ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,700円」を「18,800円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,800円」を「23,100円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「40,500円」を「42,800円」に改める。

第6条第3項中「若しくは第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イ」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の野田市介護保険条例第4条及び第6条第3項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 提案理由

第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの保険料を改定するため、保険料に関する規定を整備しようとするものである。

野田市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市介護保険条例 (平成12年野田市条例第7号)

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>36,200円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,300円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,900円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>79,100円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、<u>第17号イ、第18号イ又は第19号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>85,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>210万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、<u>第17号イ、第18号イ又は第19号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,100円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>37,400円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>54,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>62,300円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>68,500円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ<u>又は第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>74,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>160万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ<u>又は第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p>

(8) 次のいずれかに該当する者 98,800円

ア 合計所得金額が 320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 112,000円

ア 合計所得金額が 420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 125,200円

ア 合計所得金額が 520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 138,300円

ア 合計所得金額が 620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課され

(8) 次のいずれかに該当する者 81,000円

ア 合計所得金額が 200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 93,400円

ア 合計所得金額が 300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 105,900円

ア 合計所得金額が 400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 112,100円

ア 合計所得金額が 500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課され

- る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 151,500円
- ア 合計所得金額が 720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 158,100円
- ア 合計所得金額が 800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)
- (14) 次のいずれかに該当する者 164,700円
- ア 合計所得金額が 900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)
- (15) 次のいずれかに該当する者 171,300円

- る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 118,300円
- ア 合計所得金額が 600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 124,600円
- ア 合計所得金額が 700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (14) 次のいずれかに該当する者 130,800円
- ア 合計所得金額が 800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (15) 次のいずれかに該当する者 137,000円



ア 合計所得金額が 1,000 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 17 号イ、第 18 号イ又は第 19 号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 177,900 円

ア 合計所得金額が 1,250 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 18 号イ又は第 19 号イに該当する者を除く。)

(17) 次のいずれかに該当する者 184,500 円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 19 号イに該当する者を除く。)

(18) 次のいずれかに該当する者 191,100 円

ア 合計所得金額が 1,750 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(19) 次のいずれかに該当する者 197,600 円

ア 合計所得金額が 2,000 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ア 合計所得金額が 900 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 143,200 円

ア 合計所得金額が 1,000 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(17) 次のいずれかに該当する者 149,500 円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(20) 前各号のいずれにも該当しない者  
204,200円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,800円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,100円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、42,800円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イ(以下この項において「令第39条第1項第1号イ等」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号イ等のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(18) 前各号のいずれにも該当しない者  
155,700円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,700円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,800円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,500円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イ(以下この項において「令第39条第1項第1号イ等」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号イ等のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)